

空家等対策の具体的な取り組み (詳細資料)

令和7年3月24日

(1) 空き家・空き地の 発生予防啓発・管理促進

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

1) 所有者等へ固定資産税納税通知書啓発チラシの送付

住宅をお持ちの皆様へ

住まいの将来 考えてみませんか?

空き家は個人の財産です!!
空き家を適切に管理せずに放置し、
近所の人や迷惑をさせたり隣の家に被害を出したりすると...
所有者の責任を問われます!!

POINT ① 空き家になる前に 早めの備えを!
将来の相談などに備え、住宅を直引き継ぐがなど、
所有者と親族とで話し合っておきましょう。

POINT ② 空き家になったら 早めの決断を!
人が住まなくなると住宅の価値は思ったより早く下がります。
近隣の皆様に迷惑をおかけする前に、
適切な管理や売却・賃貸・解体など早めに対応しましょう。

将来に備えるための「啓発ノート」があります!
ダウンロードはこちら▶

空き家相談 [各区役所総務企画課] 〇〇近所に、適切に管理されていない空き家(小倉南区はコミュニティ支援課) ありお困りの場合はご相談ください。
門司区 ☎093-331-0001 八幡東区 ☎093-671-1459
小倉北区 ☎093-582-3301 八幡西区 ☎093-642-1442
小倉南区 ☎093-951-0201 戸畑区 ☎093-871-3600
若松区 ☎093-761-4045

空き家の総合相談 [空き家活用推進課] ☎093-582-2777
空き家に関する様々な相談を受け付けています。
また、相談や売買、解体などの専門的な相談については、下記の団体を紹介します。

北九州市と協定締結した専門家団体

福岡県司法書士会	福岡県土木建築業協会	福岡県土木建築業協会補修部 熊本県
福岡県土地家屋調査士会	福岡県不動産鑑定士協会	福岡県解体工事業協会北九州支部

まずはご相談ください!
北九州市が問題解決に向けて
お手伝いします。

空き家相談窓口

空家法の改正により所有者の責務が強化されました!

良 ← 空き家の状態 → 悪

適切に管理されている空き家
窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。

管理不全空き家
そのまま放置すると倒壊のおそれがある状態。

特定空き家

令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。
周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空き家」に加え、放置すれば「特定空き家」になるおそれのある「管理不全空き家」も、市からの指導に従わず勧告を受けてしまうと、その土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が受けられなくなります。

1 管理してほしい 空き家管理サービス事業者紹介
長期不在の留守宅や空き家を所有している方などに、空き家の管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する制度です。管理サービスには、家屋の点検や配管、郵便物の確認や除草などがあります。

2 売却・賃貸したい 空き家バンク
「空き家を売却・賃貸したい方」から空き家の情報を登録してもらい、市が「売買や賃貸の仲介をしたい不動産事業者」を募って引き合わせを行う制度です。市に登録している不動産事業者が、売買等の契約に関する仲介を行うので安心です。

3 活用してほしい 空き家を活かす地域共生マッチング事業
空き家を活かして地域と共生する取り組みをする活用希望者と、その趣旨に賛同した空き家所有者とのマッチングを行う制度です。

4 活用したい 空き家リノベーション促進事業
上限30万円/戸(補助率1/3)
空き家の取得者を対象に、住宅の脱炭素化に資するリノベーション費用の一部を補助する制度です。(空き家の耐震性や対象性等などの一定の要件があります。)

5 解体したい 老朽空き家等除却促進事業
上限30万円/棟(補助率1/3)
倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、老朽化した空き家等の除却費用の一部を補助する制度です。(昭和15年5月以前に建築された空き家などの一定の要件があります。)

6 地震に備えたい 住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業
木造住宅の耐震改修の場合：上限100万円/戸(補助率4/5)
耐震改修と合わせて省エネ改修の場合：上限25万円/戸(補助率1/4)
木造住宅やマンション、特定建築物の耐震化等に要する費用の一部を補助する制度です。(建築物の耐震性や建築年月日等の一定の要件があります。)
※特定建築物に対する補助制度は令和7年度で終了予定です。
(特定建築物とは、事務所やホテル、工場等のうち一定規模以上のものです。)
解体工事の場合：上限30万円/戸(補助率2/3)
お住まいの木造住宅の建て替え等に伴う解体工事に要する費用の一部を補助する制度です。(住宅の耐震性や建築年月日等の一定の要件があります。)
ブロック塀等の解体工事の場合：上限15万円/戸
危険なブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助する制度です。(道路に面する等の一定の要件があります。)

お問い合わせ窓口

併用可能な事業もあります。各窓口でご相談ください。

1 2 3 4 5
建築都市局 空き家活用推進課
093-582-2777

6
建築都市局 建築指導課
093-582-2531

福岡県空き家活用サポートセンター
空き家の利活用に際して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や管理不全空き家に関する様々な悩みを今後どうすればいいか、丁寧に相談に応じる公開相談です。

このチラシの内容がすべてではありません。予告なしに変更する場合があります。
し、あすなろ建設株式会社 093-1401111 (4000番)

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

2) 空き家に関する出前講演やセミナー・相談会の開催

空き家問題、解決のヒント伝授！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
空気を元々するための17の目標

空き家に関する セミナー・相談会

災害によって
倒壊しないか

認知症対策
相続問題

放火による
火事・火災の心配

空き家の
活用方法が
わからない

不審者の
侵入が心配

売却したいのだが、
どうすれば？

令和4年度 開催日・会場

- ▶ 八幡東会場 2022. 10. 2 日 レインボープラザ / 71 会議室
- ▶ 戸畑会場 2022. 11. 27 日 ウェルとばた / 83・84 会議室
- ▶ 門司会場 2023. 2. 19 日 門司生涯学習センター 大里分館 / 音楽室

参加費
無料

要予約

お申込み先 (一社) 北九州空き家管理活用協議会
TEL 093-581-2050 (受付時間 平日 10:00-15:00)
MAIL kitaqakk@outlook.jp

主催 北九州市 建築都市局 空き家活用推進課
TEL 093-582-2777



空き家でお困りの方 その問題を専門家が解決。

空き家を所有しているけど管理が大変。
空き家の有効活用方法を知りたい。
我が家も空き家になるかも...
売却したいのだが、どうすれば？

空き家を
放置していると...

- ☑ 景観の悪化
- ☑ 火災
- ☑ 災害による倒壊
- ☑ 不審者の侵入

セミナー・相談会の流れ

専門講師による
空き家対策セミナー

所有者のお悩みを
専門家・相談員が承ります

日程によってセミナー内容は異なります。セミナー内容については下記をご覧ください。

セミナー 10:15~11:15

相談会 11:30~16:00

参加費
無料

要予約

セミナー内容

※セミナー講師・相談会の相談員は、
(一社)北九州空き家管理活用協議会会員が対応いたします。

八幡東会場
2022
10月2日 日

会場 レインボープラザ 71 会議室
セミナー 相続問題と空き家
講師 小倉東総合法律事務所 / 弁護士 小森瑛博

戸畑会場
2022
11月27日 日

会場 ウェルとばた 83・84 会議室
セミナー 空き家を解体すると税金はどうなる？
講師 富山満税理士事務所 / 税理士 富山満

門司会場
2023
2月19日 日

会場 門司生涯学習センター 大里分館 音楽室
セミナー 家族信託を利用した認知症対策・相続対策
講師 田代司法書士事務所 / 司法書士 田代洋平

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

3) 空き家にしない「我が家」の終活ノート

空き家にしない 「我が家」の終活ノート

～我が家を空き家にしない方法を考えよう～

記入日 年 月 日

お名前



※大事なノートです。なくさないようにしましょう。

A grid of 16 informational pages for the 'My Home' end-of-life notebook. The pages are organized into three columns and four rows:

- Column 1 (Left):**
 - はじめに (Introduction)
 - 書き方 (How to write)
 - もくじ (Table of contents)
 - 1. 我が家の終活ノートを作成しましょう (Create your notebook)
 - 2. 家族構成の整理 (Organize family structure)
 - 3. 相続人の整理 (Organize heirs)
 - 4. 相続の仕組み (Inheritance mechanism)
 - 5. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 6. 贈与 (Gifts)
- Column 2 (Middle):**
 - 住まいの未来について考えてみましょう (Think about the future of your home)
 - 4. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 5. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 6. 贈与 (Gifts)
- Column 3 (Right):**
 - 2. 我が家の未来について考えてみましょう (Think about the future of your home)
 - 3. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 4. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 5. 相続の準備 (Inheritance preparation)
 - 6. 贈与 (Gifts)

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

4) 相続に関する情報提供の充実(相続登記の申請義務化)

相続登記の申請の義務化と相続人申告登記について

R6.4.1
施行

【相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因】

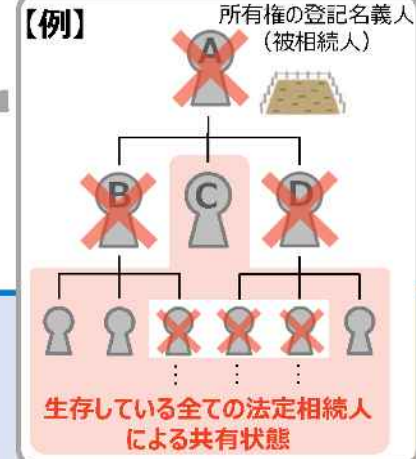
- ① 相続登記の申請が義務とされておらず、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少ない
- ② 相続をした土地の価値が乏しく、売却も困難である場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をするインセンティブが働かない

相続登記の申請の義務化

- 不動産を取得した相続人に対し、**その取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をすることを義務付ける。【新第76条の2】
- 正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することとする。【新第164条第1項】

【問題の所在】

- 相続発生後は、遺産分割がなければ全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を取得(共有)した状態となる
- 現行法の下でも、この共有状態をそのまま登記に反映する方法(法定相続分での相続登記)があるが、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が必要であるため、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸除籍謄本等の書類の収集が必要(登記申請に当たっての手続的な負担が大きい)



相続人申告登記

相続人が申請義務を簡易に履行することができるようにする観点から、新たな登記を設ける 【新第76条の3】

- ①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間内(3年以内)に登記官に対して申し出ること、申請義務を履行したものとみなす(登記簿に氏名・住所が記録された相続人の申請義務のみ履行したことになる。)
- ➔ 申出を受けた登記官は所要の審査をした上で、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記(非課税)
- ➔ 登記簿を見ることで相続人の氏名・住所を容易に把握することが可能に
- ▶ 相続人が複数存在する場合でも特定の相続人が**単独で申出可**(他の相続人の分も含めた代理申出も可)
- ▶ 申出手続(オンラインでの申出も可)において、押印・電子署名は**不要**
- ▶ 法定相続人の範囲・法定相続分の割合の確定が**不要**
- ▶ 添付書面は、**申出をする相続人自身が被相続人(所有権の登記名義人)の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足りる**(資料収集の負担が軽減される)
- ▶ **法定相続情報番号**(法定相続情報一覧図の番号)を提出すれば、**戸籍謄本の添付は不要**

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

4) 相続に関する情報提供の充実(相続土地国庫帰属制度)

相続土地国庫帰属制度① (概要)

R5.4.27
施行

背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

★土地問題に関する国民の意識調査

(出典：平成30年国土利用白書)
土地所有に対する負担感
負担を感じたことがある又は感じると思う
約42%

★令和2年法務省調査

土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に
帰属させる制度の利用を希望する世帯
約20%

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和4年政令第316号)

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則(令和5年法務省令第1号)

- 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地を手放し、国庫に帰属させることができる制度を創設。
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定し**、法務大臣が要件について審査を実施(帰属法2Ⅲ、5Ⅰ)。

(1) 土地の要件 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可

例) 建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※その他申請時に、審査手数料(土地一筆につき1万4000円)の納付も必要(帰属政令3)

➤ 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**

- ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → **農林水産大臣**が管理・処分(帰属法12Ⅰ)
- ・ それ以外の土地 → **財務大臣**が管理・処分(国有財産法6)

手続イメージ

1 承認申請

【申請権者】
相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

2 法務大臣(法務局)による 要件審査・承認

- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- ・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

3 申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付

4 国庫帰属

(1) 空き家・空き地の発生予防啓発・管理促進

5) 空き家管理事業者紹介制度

長期不在の留守宅が心配、または空き家を残しておきたいけれどどうしたらいいかわからないといった人に、市内の空き家の管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する制度。管理サービスには、外観の点検や家屋の風通し、雨漏りの確認や除草などがある。

登録事業者数(R6.10.28)

総数	・・・	32事業者
うち門司区対応可		27事業者
うち小倉北区対応可		29事業者
うち小倉南区対応可		30事業者
うち若松区対応可		30事業者
うち八幡東区対応可		31事業者
うち八幡西区対応可		31事業者
うち戸畑区対応可		30事業者

■事業者登録と事業者紹介の流れ

